

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月2日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第 65 号

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

委員会の委員等の報酬に関する規則（平成 16 年伊賀市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 障害支援区分認定調査員の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月8日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第66号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「から第4項までの規則で定める」を「の日額で定める報酬の額、同条第3項の時間額で定める報酬の額及び同条第4項の月額で定める報酬の」に改める。

第4条第1項中「パートタイム会計年度任用職員となった者のうち」を「前条第1項の場合において」に、「年数を」を「期間を」に改め、「この条において」を削り、「者の号給は、前条第1項の規定による」を「パートタイム会計年度任用職員にあつては、別表第2の職別号給基準表に定める基礎号給の号給に代えて、当該パートタイム会計年度任用職員について適用する基礎号給の」に、「月数を」を「月数（当該パートタイム会計年度任用職員の採用の日の前日までの経験年数の月数とする。以下同じ。）を」に、「得た数と」を「得た数の号給と」に改め、同項ただし書中「の数」を削り、同条第2項を削る。

別表第2 職別号給基準表中

「

行政職A	1	1	1	1
------	---	---	---	---

を

」

「

行政職A	1	3	1	3
------	---	---	---	---

に、

」

「

現業職A	1	9	1	13
------	---	---	---	----

を

」

「

現業職A	1	11	1	15
------	---	----	---	----

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月12日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第67号

伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則の一部を改正する規則  
伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則（令和2年伊賀市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条から第6条までを次のように改める。

（職の区分）

第3条 条例第3条第1項各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の職は、その職名に応じ、別表第1の職の区分の欄に掲げる区分（以下「職の区分」という。）に分類するものとし、その分類の基準となるべき職名は、同表に定めるとおりとする。

（職務の級）

第4条 条例第3条第2項の規定により分類する職務の級は、職の区分に応じ、それぞれ別表第2の基礎号給の級の欄に掲げるとおりとする。

（号給の決定）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の号給は、職の区分に応じ、それぞれ別表第2の基礎号給の号給の欄に掲げるとおりとする。

（経験年数を有する者の号給）

第6条 経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した期間をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給は、前条の規定による号給に代えて、同条の規定による当該フルタイム会計年度任用職員の号給の数に、当該経験年数の月数（当該フルタイム会計年度任用職員の採用の日の前日までの経験年数の月数とする。以下同じ。）を12（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数の号給とすることができる。ただし、職の区分に応じて別表第2に定め

られた上限号給の号給を超えることはできない。

第7条を削る。

第8条中「特殊」を「前2条の規定にかかわらず、特殊」に、「職員を」を「フルタイム会計年度任用職員を」に、「前2条」を「当該各条」に改め、「各条の規定にかかわらず」を削り、「その者」を「当該フルタイム会計年度任用職員」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「任命権者」を「任命権者」に改め、同条を第8条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職の区分	職名
行政職1種	一般事務補助
行政職2種	保育士（免許有）、支援員、相談員
行政職3種	社会福祉士、看護師、保健師
現業職1種	用務員
現業職2種	給食調理員（免許有）、清掃作業員

別表第2中「第4条」の次に「第5条」を加え、「職別号給基準表」を削り、

「

行政職1種	1	1	1	1
-------	---	---	---	---

を

」

「

行政職1種	1	3	1	3
-------	---	---	---	---

に、

」

「

現業職1種	1	9	1	13
-------	---	---	---	----

を

」

「

現業職1種	1	11	1	15
-------	---	----	---	----

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月26日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第69号

伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊賀市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1第13号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月26日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第70号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年伊賀市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第13号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。



伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第71号

伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則（令和2年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第72号

伊賀市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
伊賀市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年伊賀市規則第53号)  
の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の規定」を削り、同項第1号中「若しくは第5項」を「、第5項、第6項若しくは第7項」に改め、同項第2号から第4号まで、第6号及び第7号中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあつては、工事履歴を記載した書類

第5条第1号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は法第5条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加える。

第7条第1項中「第11条」を「第11条第1項」に、「法第10条第2号」を「同項」に改め、「認定長期優良住宅建築等計画」の次に「(法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）」を加える。

第8条中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等（認定長期優良住宅建築等計画又は法第10条第2号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条及び第11条中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第12条から第14条までの規定中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

様式第1号中「第5条」を「第4条」に改める。

様式第3号中「( )級建築士( )登録第( )号住所」を「( )級建

築士( )登録第( )号」に改める。

様式第4号中「第9条」を「第7条」に、

「( )級建築士( )登録第( )号住所氏名」を

( )級建築士( )登録第( )号住所氏名」

「( )級建築士( )登録第( )号氏名

( )級建築士事務所( )知事登録第( )号所在地氏名」

様式第5号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

様式第6号中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

様式第7号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

「

設	住所
計	氏名
者	電話

」を

「

設計者等 連絡先	氏名 電話
-------------	----------

」に、「建築場所」を「認定に係る住宅の位置」に

改める。

様式第9号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、「印」を削る。

様式第10号中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改め、「印」を削る。

様式第11号中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改め、「印」を削り、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に改める。

様式第12号中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改め、「印」を削り、「長期優良住宅建築等計画の認定番号」を「長期優良住宅建築等計画等の認定番号」に、「長期優良住宅建築等計画の認定年月日」を「長期優良住宅建築等計画等の認定年月日」に改める。

様式第13号中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改め、「印」を削り、「長期優良住宅建築等計画の認定番号」を「長期優良住宅建築等計画等の認定番号」に、「長期優良住宅建築等計画の認定年月日」を「長期優良住宅建築等計画等の認定年月日」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現になされている長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による申請等に係る改正後の伊賀市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の様式第3号から様式第8号までの規定による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第73号

### 伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年伊賀市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「掲げる育児休業」の次に「(次に掲げる育児休業を除く。)」を加え、「(当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。)」を削り、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

第5条第2項第5号イ中「、市長」を「市長」に改める。

第7条第3号中「第5条の2第2項」を「第7条第2項」に改める。

第11条第2項第2号中「、育児休業」を「育児休業（第5条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）」に改め、同項第5号中「第5条第2項第4号ア」を「第5条第2項第5号ア」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市規則第74号

伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する  
規則

伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年伊賀市規則第16号）の一部を次のように改正する。

「  
様式第1号の4中 

設計者	住所
	氏名
	電話

 を

「  

設計者	氏名
	電話

 に改める。

様式第1号の5及び様式第2号中 「( ) 級) 建築士 ( ) 登録第 ( ) 号  
住所」  
を「( ) 級) 建築士 ( ) 登録第 ( ) 号」に改める。

「  
様式第5号中 

設計者	住所
	氏名
	電話

 を

「

設計者	氏名 電話
-----	----------

に改める。

」

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

伊賀市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市規則第75号

伊賀市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

伊賀市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（平成25年伊賀市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「知事」を「市長」に改める。

別表第1 低炭素建築物新築等計画に係る住宅が建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。）Iの第2の1-2(2)により国土交通大臣の認定を受けた住宅である場合の項を削る。

別表第2 低炭素化の基準告示Iの第2の1-2(2)により国土交通大臣の認定を受けたことを証する認定書等の写しを添えた場合の項を削る。

様式第1号及び様式第2号中 「( ) 級 建築士 ( ) 登録第 号 を  
住所 」

「( ) 級 建築士 ( ) 登録第 号」に改める。

「  
様式第5号中 

設計者	住所
	氏名
	電話

 を  
」

「  

設計者	氏名
	電話

 に改める。



」

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の伊賀市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

伊賀市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第76号

### 伊賀市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の育児休業等に関する規則（平成16年伊賀市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の4（見出しを含む。）中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条を第2条の5とする。

第2条の3（見出しを含む。）中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2の次に次の1条を加える。

（育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情）

第2条の3 育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、育児休業条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第3条第1項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当する場合にあって」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされ

た日が異なるときは、そのいずれかの日)) 以前の日である場合

- (3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第3条第2項ただし書中「当該請求をした」を「任期を定めて採用された」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「該当する」を「該当して育児休業の承認を請求した」に改め、同条第3項を削る。

第4条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、庶務事務システムに所要事項を入力すること又は育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第5条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第3項中「第1項の」の次に「規定による」を加える。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあつては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

第7条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務計画書)

第9条の2 育児休業条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務計画

書（様式第3号）とする。

第10条中「様式第4号によるもの」を「育児短時間勤務承認請求書（様式第4号）」に改める。

様式第1号を次のように改める。

**【様式第1号】**

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

**【様式第3号】**

様式第4号中「育児短時間勤務申請書」を「育児短時間勤務承認請求書」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。